## 平成21年度福祉部定期監查措置結果通知

## 指摘事項

措置結果通知(平成22年7月受領)

生活保護受給者が死亡した際の遺留金品の取扱いについては、生活保護法第76条(遺留金品の処分)及び同施行規則第22条並びに板橋区会計事務規則第105条に基づき、歳入歳出外現金として、保管することとされている。

しかし、平成 20 年 7 月 28 日に死亡した生活保 護受給者の遺留金品を板橋福祉事務所ケースワー カーが病院から受領した際、受領記録を作成せず、 当該遺留金を私的に流用した事実が、平成 21 年 6 月 4 日に発覚した。

発覚後、遺留金品は区を通じ、遺族側に引渡されたが、区民の区政への信頼を著しく損ねたことは甚だ遺憾である。

今般の不正事故は、ケースワーカーが遺留金を 私的に費消したものであり、以下の問題があった ので指摘する。

- (1) 区は、受領した遺留金品について、法令により適正な事務処理を行わなければならないにも関わらず、これを怠った。今後、遺留金品の取り扱いは、法令による適正な事務処理をされたい。
- (2) 遺留金品の受領については、管理記録を作成 し、査察指導員及び福祉事務所長が確認すると ともに、当該金品の授受は、複数のケースワー カーで行うなど、遺留金品取扱いの適正化を図 り、再発防止に努められたい。

- (1) 区が受領した遺留金品の取り扱いについて、 生活保護法及び区会計事務規則に則り適正な 事務処理を行うよう、福祉事務所長から職員に 対し、3福祉事務所の査察指導員会議をはじめ 生活保護事務研究会において周知徹底した。
- (2) 遺留金品取扱いの適正化を図るため、被保護者の死亡連絡を受けたときは、担当職員が死亡廃止処理経過票(別紙1)に事務処理経過を記録し、査察指導員(保護係長)及び福祉事務所長が内容を確認したうえで確認欄に押印している。

また、遺留金品の取り扱いについては、病院や施設関係者等から福祉事務所長に対し、遺留金品の有無に関わらず、遺留金品報告書(別紙2)を提出してもらうこととし、遺留金品があって区に引き渡される場合は、複数の職員により受領し、報告書に受領者及び立会い者の氏名を記載することとした。

なお、受領した遺留金の取り扱いについては、区会計事務規則第105条の規定に則って歳入歳出外現金の収支手続きを行い、遺留品については、適切に保管することにより適正な事務処理に努めていく。

以上のことも含め、遺留金品を適正に取り扱い、再発防止に努めるよう3福祉事務所内で確認した。